

次代を担う若者世代支援策を求める意見書

意見書文面では特に問題がないので賛成したが、提案議員はこれまで広陵町議会が採択したいくつかの意見書の内容を後退させることを常任委員会で説明したため、問題点を指摘したうえで賛成した。全会一致可決となった。

議長 次に、日程7番、議員提出議案第23号、次代を担う若者世代支援策を求める意見書については、山村さんから提出され、所定の賛成者がありますので、成立しております。これより議題といたします。

朗読させます。

局長！

事務局長 朗読

議長 それでは、本案について提案趣旨の説明をお願いします。

山村さん！

山村議員（公明党） 本文を朗読して提案説明とかえさせていただきます。

次代を担う若者世代支援策を求める意見書。

世界銀行がことし（2012年）10月に発表した世界開発報告によると、欧州危機などによる世界の失業者約2億人のうち4割は25歳未満の若者です。

一方、国内においても完全失業率を年齢階級別に見ると2011年では15歳から24歳が8.2%と最も高く、20年前と比べると2倍近い結果となっており、若者にとっては依然として厳しい雇用環境が続いています。

若者世代が安定した職を得られなければ家庭を築くこともできず、未婚化によるさらなる少子化から、将来的に社会保障制度を支える人が少なくなることも懸念されます。若者世代が経済的に自立できるかどうかは、将来の国の発展に直結する課題です。

国内の労働市場は高齢化による縮小が予想され、主に大企業では新規採用を抑える一方で、グローバル化の対応から人材を海外に求める傾向を鮮明にしています。もはや若者の雇用不安は、個人の努力で乗り越えるというより、就業における構造的問題に陥っています。また、非正規雇用の拡大で若者世代の経済基盤が弱くなっていることから、まずは「非正規」でも一定の生活ができるよう正規・非正規の処遇格差の解消を図ることや、成長産業を中心とする雇用創出策が急務です。

次代を担う若者世代が社会で活躍できる人材となっていくかどうかは、厳しい雇用環境の改善のみならずワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた抜本的改革にかかっていると断言して過言ではありません。

よって、政府におかれては、これらの諸課題を総合的に取り組む「若者雇用担当大臣」を設置し、国家戦略として幅広い「若者世代支援策」を実施することを強く求めます。

記。

一、環境や医療・介護、農業、観光といった新成長産業分野を初め、産業全体における雇用創出策を集中的に行うこと。

一、非正規労働者から正規になりにくい状況から正規・非正規の処遇格差の解消を進め、厚生年金や健康保険問題も含め、非正規でも一定の生活ができるような仕組みを構築すること。

一、「ワーク・ライフ・バランス」が社会で確立されるよう関連する法整備や仕事、家庭、育児を持続可能とする環境づくりを強力に推進すること。

一、上記課題を総合的に取り組む「若者雇用担当大臣」を設置し、若年雇用対策を中心とした国家戦略として具体的に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年12月18日。奈良県広陵町議会。

以上であります。

議長 それでは、これより本案について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論ありませんか。

12番、八尾君！

八尾議員（日本共産党） まず若者の雇用がどうなっておるのかということで、大変厳しいという報告がありました。私、手元に今、ことしの9月末現在の雇用がどうなっておるか、就職の内定率ですね、高卒で41%、大卒で63.1%という、1996年以降で6番目に低い水準だということで報道がされております。このことについては間違いがないと。だから、この若者の雇用をぜひ支援をしたいという提案をされたわけでありまして。

それで、これまで公明党議員団が2回にわたって、この雇用の問題について提案をいただいております。平成22年6月には未就職新卒者の支援策実施を求める意見書、平成23年3月議会には若者の雇用対策のさらなる充実を求める意見書を提案をして全会一致で採択をされておりますので、今回はそういう意味では3回目の意見書になっております。ところが、これら3本の意見書に共通するのは、若者の雇用が困難になっている根本原因が一体どこにあるのかということに触れていない点であります。景気が悪いということは言われるんですけども、じゃあ、その景気が悪い中でどのような雇用政策をとるべきなのかということの本格的に提案をしていないわけです。それで、これまでのミスマッチだとか、ワーク・ライフ・バランスというものを要因の一つという位置づけでとどまっていると。そういう意味で、私はきょう、ここで二つの問題を発言をしたいと思っております。

一つは、労働者派遣法の問題でございます。

戦後改革の中で、労働法では基本的に口入れ、それから周旋屋と呼ばれるような人をあつせんする中間搾取の業務はだめだと、労働法では否定をされたわけですから。それが労働者

派遣についてもごく限定的な、例えばプロジェクトチームを発足させて、どうしてもこの公認会計士が必要だから3年間だけ期間を限定して派遣してもらいたいと、こういうことで1998年までは来ておったんですが、その年に派遣業務を多く、対象をぐっと広めると、こういうことをやったわけです。共産党だけ反対したんですが、ほかの党は賛成をされたようです。

それで、今日ではその大幅緩和が続いた後、実は製造業にまで対象を拡大するとかということで、あるいは日雇い派遣などということで、年越し派遣村などに見られるような悲惨な状況が明らかになってきました。派遣労働者になると、住まいも奪われるということで本当に路頭に迷うということが現実のものになったわけです。ですから、不安定な労働であることは誰もが認めるところなんですね。

それで、今回民主党政権下では、製造業に対する派遣業務を禁止すること、それから登録型派遣についてもだめだという流れで、この派遣法の根本的な、抜本的な改革ということが議論になったんですが、途中で財界から経済界から要請がありまして、いずれも頓挫したという経過があります。だから、製造業は今も派遣業務を認めていますし、それから登録型派遣もいまだに続いていると。だから、根本的なところに手が加えられないのが例の3党合意でやられておるわけです。そのことについて、実は**平成22年6月18日**です**から、2年前の広陵町議会では、労働者派遣法の早期抜本改正を求める意見書というのを全会一致で採択をしております。**要望が5項目ありまして、派遣労働は一時的、臨時的な業務に限り、著しく不安定な雇用となっている登録型派遣は真に専門的な業務に限定し、原則禁止とすること。二つ目に、日雇い派遣やスポット派遣は禁止すること。3番目に、製造業への派遣を禁止すること。4番目に、派遣期間の上限を1年とし、1年の雇用期間を超えた場合や違法があった場合は、派遣先が直接雇用したものとみなすこと。5番目に、派遣労働者への差別を禁止し、正社員と均等待遇を保障すること。これを全会一致で決めているわけです。ですから、今紹介したように民主党政権下で検討がなされた内容と広陵町議会の方針は一致しているわけです。ところが3党合意はそうではなかったということで、後退されて、実際にはこの派遣業務の矛盾がそのまま継続されることになっておるといふ点があります。

それから、もう一つは解雇の問題であります。

今、電機産業が売り上げが減って、外国との競争に負けたということを盛んに言っているわけですが、パナソニックやNECやいろんな大手の電機産業がありますね。合わせて13万人の首切りを実行すると。最終の出勤日が、この12月15日だったようです。葛城市のシャープの工場では500人の首切りがやられております。今から、だから、雇用保険の失業給付を受けて、半年なり10カ月なりは何とかしのげますけれども、そういうことになっているわけです。

それで、これまで雇用の点についていうと、整理解雇の4要件というのが、この雇用分野ではあります。

1つは人員整理の必要性。どうしても人員を整理しなければならない経営上の理由があること。経営不振を打開するためというのはいいんだけど、生産性を向上するのはだめだと。

2つ目に解雇回避努力の義務の履行。希望退職者の募集、役員報酬のカット、出向配置転換、一時休業の実施など解雇を回避するためにあらゆる努力を尽くしていること。

3番目に被解雇者選定の合理性。誰を解雇するのかというのに合理性がないとあかんといいことですね。解雇するための人選基準が評価者の主観に左右されず、合理的かつ公平であること。

4番目に解雇手続の妥当性。解雇の対象者及び労働組合、または労働者の過半数を代表する者と十分に協議し、整理解雇について納得を得るための努力を尽くしていること。

これは法律上の条件では、4要件というのは、法律上の4要件ではないので、これをきちんと法律にして、解雇を制限するようにしてもらえないかという運動があるので、それをどうですかということで、質問者に委員会的时候には質問をしております。ですから、こういう具体的な解雇が勝手になされないようにする仕組みについても、この意見書には述べられていないという、こういう関係になるわけです。

そういうことで、縷々説明をしましたがけれども、そういう雇用環境が改善しない、あるいは企業の側で勝手に解雇される。シャープでは、10回面談をして、退職届を書きなさいということと言われる。こんなような話がもうまかり通っているわけです。そういうことが、きちんと解決され、そんなことができにくい、もうやったらあかんと、こういう世の中にならないと、この若者の雇用確保というのは私は難しいじゃないかと。そういう意味で意見書が果たして効力があるのか疑問だなというのが常任委員会での私の質問に対する答弁者の山村議員の回答でありました。

これらの結果、そうすると、じゃあどうするかということでいえば、私はやはり次代を担う若者世代の支援策を求めるという1点において、問題がないから、これについては賛成をすると、こういうことで賛成討論といたします。以上です。

議長 賛成ですねんね。

八尾議員 そうです。

議長 わかりました。賛成討論ということでございました。

ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決をします。

お諮りします。

議員提出議案第23号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第23号は原案のとおり可決されました。